

監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正について

2022年 6月 16日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 720</p> <p style="text-align: center;">その他の記載内容に関連する監査人の責任</p> <p style="text-align: right;">2011年 7月 1日 改正 2011年 12月 22日 改正 2021年 1月 14日 改正 2021年 6月 8日 改正 2021年 8月 19日 <u>最終改正</u> 2022年 6月 16日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 78号)</p> <p>《 I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《 II 要求事項》 (省 略)</p> <p>《 III 適用指針》 (省 略)</p> <p>《 3. その他の記載内容の通読及び検討》 (第 13 項及び第 14 項参照) (省 略)</p> <p>A24. 監査責任者は、監査基準委員会報告書 220「<u>監査業務における品質管理</u>」第 29 項及び第 30 項に基づき、<u>監査チームのメンバーへの指揮、監督及び作業の査閲に対する責任を負うこと、また指揮、監督及び査閲の内容、時期及び範囲について監査事務所の方針又は手続、職業的専門家としての基準並びに適用される法令に従って計画し実施しているかを判断することが要求されている。</u>第 13 項及び第 14 項の要求事項に対応するための適切な監査チームメンバーを決定する際に、以下の事項を考慮することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査チームメンバーの相対的な経験 	<p>監査基準委員会報告書 720</p> <p style="text-align: center;">その他の記載内容に関連する監査人の責任</p> <p style="text-align: right;">2011年 7月 1日 改正 2011年 12月 22日 改正 2021年 1月 14日 改正 2021年 6月 8日 <u>最終改正</u> 2021年 8月 19日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 78号)</p> <p>《 I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《 II 要求事項》 (省 略)</p> <p>《 III 適用指針》 (省 略)</p> <p>《 3. その他の記載内容の通読及び検討》 (第 13 項及び第 14 項参照) (省 略)</p> <p>A24. 監査責任者は、監査基準委員会報告書 220 第 14 項(1)において、<u>職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を指示、監督及び実施することに責任を負うことが要求されている。</u>第 13 項及び第 14 項の要求事項に対応するための適切な監査チームメンバーを決定する際に、以下の事項を考慮することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査チームメンバーの相対的な経験

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を割り当てられる監査チームメンバーは、その他の記載内容と関連する知識との相違を識別するための、監査の過程で得た知識を有しているかどうか ・ 第13項及び第14項の要求事項に対応するために必要な判断の程度。例えば、財務諸表の金額と同一であることが意図された、その他の記載内容の金額の整合性を評価する手続は、より経験の浅い監査チームメンバーによって実施されることもある ・ グループ監査の場合、構成単位に関連するその他の記載内容に対応するために、構成単位の監査人に質問する必要があるかどうか <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を割り当てられる監査チームメンバーは、その他の記載内容と関連する知識との相違を識別するための、監査の過程で得た知識を有しているかどうか ・ 第13項及び第14項の要求事項に対応するために必要な判断の程度。例えば、財務諸表の金額と同一であることが意図された、その他の記載内容の金額の整合性を評価する手続は、より経験の浅い監査チームメンバーによって実施されることもある ・ グループ監査の場合、構成単位に関連するその他の記載内容に対応するために、構成単位の監査人に質問する必要があるかどうか <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《IV 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>《IV 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本報告書(2022年6月16日)は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220(2022年6月16日)と同時に適用する。</u> 	
以 上	以 上

以 上